

江府町告示第8号

令和3年3月1日

江府町長 白石 祐治

第2回江府町議会3月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和3年3月8日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

空 場 語

三 好 晋 也

三 輪 英 男

川 上 富 夫

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

上 原 二 郎

○応招しなかった議員

な し

第2回江府町議会3月定例会会議録（第1日）

令和3年3月8日（月曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第6号 江府町監査委員の選任について
- 日程第5 議案第7号 江府町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金事業基金条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 江府町課室設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第9号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第10号 江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第11号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 江府町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第13号 江府町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第14号 江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第15号 江府町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について
- 日程第14 議案第16号 江府町ふるさと応援基金条例の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 江府町特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 江府町特定環境保全公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 江府町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第21号 江府町林業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第22号 江府町立中学校等設置条例の全部改正について
- 日程第21 議案第23号 江府町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議案第24号 江府町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第23 議案第25号 江府町道の駅に係る指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第26号 診療費等に係る権利の放棄について
- 日程第25 議案第27号 令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
- 日程第26 議案第28号 令和3年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第27 議案第29号 令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第28 議案第30号 令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算
- 日程第29 議案第31号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第30 議案第32号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）予算
- 日程第31 議案第33号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- 日程第32 議案第34号 令和3年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第35号 令和3年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第36号 令和3年度江府町簡易水道事業会計予算
- 日程第35 議案第37号 令和3年度江府町下水道等事業会計予算
- 日程第36 議案第38号 令和3年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- 日程第37 議案第39号 令和3年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- 日程第38 議案第40号 令和3年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算
- 日程第39 議案第41号 令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第40 議案第42号 令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第41 議案第43号 令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）
- 日程第42 議案第44号 令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）

- 日程第43 議案第45号 令和2年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）
- 日程第44 議案第46号 令和2年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第45 議案第47号 令和2年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第46 議案第48号 令和2年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第47 議案第49号 令和2年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第48 議案第50号 令和2年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）
- 日程第49 予算特別委員会の設置について

出席議員（10名）

1番 森田哲也	2番 川端登志一	3番 阿部朝親
4番 空場語	5番 三好晋也	6番 三輪英男
7番 川上富夫	8番 長岡邦一	9番 川端雄勇
10番 上原二郎		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松井英樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石祐治	教育長	富田敦司
総務総括課長	池田健一	住民課長	川上良文
農林産業課長	末次義晃	建設課長	小林健治
教育課長	加藤邦樹	福祉保健課長	生田志保
企画財政担当課長	松原順二	会計管理者	藤原靖
学事担当課長	景山敬文		

午前10時00分開会

○議長（上原 二郎君） おはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより、令和3年第2回江府町議会3月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期定例会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。なお、日程に先立ち、傍聴者の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上原 二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番 三好晋也議員、6番 三輪英男議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（上原 二郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長から答申を受けたのでお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より3月24日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（上原 二郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。12月議会以降の議会活動については、お手元に配付しました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことをご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただ

きます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 行政報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧くださいと思います。主なものについてご説明を申し上げます。まず、1 ページ目でございます。12月26日に江府町新庁舎の竣工式を行いました。平井知事そして赤沢副大臣そして舞立参議院議員ご出席のもと、あと、集落の区長さんも参加していただきまして開催をさせていただきました。コロナ対策ということで出来るだけ簡素に行った会でございました。引き続きまして、1月12日開庁式ということでこの本庁舎で行いました。いよいよ新しい庁舎での業務がスタートしたわけでございます。

続きまして中程ですが、消防出初式、これにつきましても取りやめる町村が多かったんですけれども、江府町につきましては、例年通りといいますかコロナに配慮しながら、出初式を行わせていただいたところでございます。その下でございますが、住宅火災でございます。非常に残念なことでありますけれども1月12日でございます。佐川集落でお二人の尊い命が失われてしまったということでございます。本当にお悔やみ申し上げたいと思います。

続きまして、2 ページ目をお願いいたします。下のほうです。江府町まち・ひと・しごと創生協議会設立総会を2月19日に開催をさせていただきました。今後、地方創生の取り組みを進めていくための母体になる協議会でございます。また、予算等につきましても、説明のほうをさせていただきますと思います。

続きまして、3 ページ目でございます。国民健康保険運営協議会2月10日に開催をいたしております。町の国保条例の一部改正を行いまして、これについて協議をしていただきまして、今回の議会において色々またご説明をさせていただこうというふうに考えております。その下でございます、介護保険・地域包括支援センター運営協議会を開催いたしまして、第8期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定について委員会を重ねたところでございます。これにつきましては、先日の全協のほうでご説明をさせていただきましたとおりでございます。

めくっていただきまして、4 ページでございます。奥大山御机そばプレス発表会（共生の里事業）ということで12月16日にさせていただきました。これは、サントリーさんと御机集落さんとの共同でございます。非常に好評でございました。試食会のほうもたくさんの報道が来ていただきまして、ふるさと納税の商品に出したところすぐに売り切れたということでございます。今後の展開に期待をしたいと思っております。その下でございます、江府町地域農業再生機構でございますけれども、役場の大会議室において役員会を開催いたしましたが、やはりコロナ対策

ということで総会のほうは書面議決での開催というふうにかえさせていただいたところでございます。

次です、5ページ目でございます。新嘗祭供御献穀にかかる知事感謝状贈呈式が行われました。併せて、種子の引渡式が行われました。これによりまして新しい献穀米は星空舞ということになります。これは、貝田の森田さんが育てられた種子がこれからずっと鳥取県の献穀米ということ引き継がれていくこととなります。その下でございます、奥大山周辺施設活用計画に係る尾谷憲一氏講演会の開催でございます。これもこの場所で開催をいたしまして、今後の奥大山エリアの活性化についての講演をいただきました。また、追々この辺りの説明もさせていただけたらと思います。

めくっていただきまして、6ページ目でございますが、下のほうに日野町江府町日南町衛生施設組合の議会を2月22日に開催させていただいたところでございます。

めくっていただきまして、7ページ目でございます。これも全協のほうで報告をさせていただきましたけれども、住民の皆様を対象にした給食試食会をやはりこの場所で開催をさせていただきました。学校給食がいかに行われているかということにつきまして非常に理解の出来た会ではなかったかなというふうに思っております。

めくっていただきまして、最後でございますが、冬休み子ども教室の実施、これは小学校の5、6年生が、これは旧庁舎へ最後に来ていただいたんですけれども、新庁舎のほうにもまた子どもたち来てくれまして、とても関心を持って見てくれました。そして、成人式、1月10日やはりこれもこの場で行ったんですけれども開催を中止する、あるいは延期する市町村が多かった中、コロナ対策の万全の対策をして開催出来たということでやって良かったなというふうに思っております。以上、簡単ではございますけれども、行政報告に代えさせていただきます。

○議長（上原 二郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

町長から行財政方針の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 令和3年度行財政方針についてお話をさせていただきます。

まず、はじめに、令和3年度当初予算案のご審議をお願いするにあたり、私の町政運営に対する考え方を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解、ご協力とまちづくりにつきましてさらなる積極的なご参加を賜りたいと存じます。

令和2年8月から2期目の町政を担わせていただき、現在約7カ月が経過いたしました。それ以前から新型コロナウイルス感染症への対応は続けておりますが、ようやくワクチン接種の動き

が実現化したところです。実施主体として国や県と連携しながら適切かつ円滑な実施が出来るよう万全の体制を整えて参ります。新型コロナウイルス感染症への対応は、わが町にとっても最重要課題です。一日も早い終息を願い、更には、その先を見据えながら江府町の発展に必要な施策に積極的に取り組んでまいります。

基本的な考え方でございます。就任時の所信表明で協働のまちづくりと移住定住対策の推進を掲げました。協働のまちづくりを進めるためには、期待され信頼される役場づくりが重要なポイントでございます。念願であった新庁舎も1月12日に無事開庁することが出来ました。本庁舎、山村開発センター、防災情報センターと3か所に分散していた庁舎が一つになることで、機能性効率性も向上します。そして何より職員同士の顔も見え、意思疎通もしやすくなります。まちを楽しくするための庁舎コンセプト、みんなが自由に利用でき、交流を生む多目的スペースを意識して新庁舎での業務開始を契機に協働のまちづくりの機運が一層高まるよう努めます。移住定住対策は、江府町が将来に渡って存続できるかどうかを賭けた最重点課題だと認識しております。安全安心、健康に暮らせることはもちろんのこと、子育て支援や教育環境も充実させます。多様な活動を支援し、まちの賑わいを創出するとともにアフターコロナを意識した魅力ある観光、物産をふるさと納税の仕組み等も使いながら効果的に情報発信し、関係人口の増加に努めます。そして、今まで着手していなかった移住定住促進住宅の整備に着手します。空き家の活用はもちろんですが、やはり若い人が住みたいと思える住宅環境を早急に整備してまいります。以上のような取り組みを継続的に実現していくためには行財政改革を併せて行う必要がございます。ペーパーレス、電子決裁、電子会議等のデジタル化を進め、生産性を向上させるとともに、昨年度から実施しているサマーレビューによる事業見直しも大胆に実施します。公共施設や公共料金の見直しも江府町の持続的な発展という目的を住民の皆様にご理解をいただきながら、実施していかなければなりません。議員の皆様のご理解ご協力を是非ともお願いいたします。

令和3年度の特徴的な事業を江府町未来計画に沿ってご説明申し上げます。

まず1番目、子どもが健やかで子育てが楽しいまち。子育て家庭の経済的な負担を軽減するため保育園の保育料や給食費の無償化、小中高校生の通学費助成を行うとともに、保健、福祉、教育分野が連携した子育て世代包括支援センターによるきめ細かな支援を行います。令和4年度から始まる義務教育学校の準備を着実に進めるとともに、コミュニティスクール、江府いもこ塾、日野郡公設塾まなびや縁側など、ふるさと教育を推進いたします。

2、楽しく年をとれるまち

持続可能な地域医療提供のため、江尾診療所、俣野診療所の体制を強化するとともに、高齢者

見守り、江府町買い物福祉サービス支援事業や生活困窮者自立支援事業など、個々の困り感に寄り添った支援を継続して行います。

3、みんなで考え一人ひとりが輝くまち

役場本庁舎多目的室を本格的に運用していきます。また、地域おこし協力隊員を2名配置し防災情報センターをコミュニティ図書館として充実させます。旧江府町役場がロケ地となった映画「咲む」を人権講演会として上映いたします。

4、産業で活力と賑わいを生み出すまち

地方創生の地域ビジネスブランド化部会による取組みを進め、奥大山ブランドの商品の開発、販売促進等を支援します。江府町の農業を担うコミュニティづくり事業等により、集落営農やグループ営農が次のステップに進むように支援するとともに、有害鳥獣対策、法面管理省力化研究事業等により、耕作放棄地の増加を少しでも食い止めるよう努めます。エバーランド周辺地域の活用計画をまとめるためワーキンググループでの検討を引き続き行います。

5、住んでみたくなるまち、帰ってきたくなるまち

地方創生の制度を活用し、佐川地区に移住定住促進住宅の整備を進めます。また、町営バス、町営タクシーによる江府町営交通の運行を開始します。水道事業のより一層の安定給水のため、川筋地区簡易水道について改良の検討を行います。

6、災害に強いまち

現在、見直しを行っております地域防災計画につきましては、感染症に配慮した避難対策や複雑多様化する災害への対応を盛り込むなど、より実践的できめ細やかな計画へ改訂してまいります。また、併せて、県など関係機関の指導を受け、ハザードマップ、防災のしおりを作成し、周知を図ります。防災対策用機材につきましては、近年の火災等の経験をもとに自家発電機、LED照明器具等を整備します。また、消防庁の事業を活用して消防ポンプ自動車の無償貸し付けを受けるなど充実を図ります。

7、協働でしっかりと計画的に進むまち

江府町未来計画、江府町公共施設等管理計画、江府町過疎地域自立促進計画を改定するとともに地域再生計画、自立可能な3000人の楽しい町プロジェクトの取組みを進めます。地域おこし協力隊によるYouTube等活用した情報発信を新たに行います。

次に、本町の財政状況について述べさせていただきます。

まず、起債残高は、普通会計で約46億7,200万円。特別会計、公営企業会計と合わせますと、約77億5,100万円となります。令和元年度決算統計の速報値から見ますと、地方債

の町民一人当たりの財政負担は143万5,000円となり、県内町村の平均73万6,000円より、69万9,000円多くなっています。県内では、2番目に高い水準です。また、財政調整基金をはじめとする基金残高は、令和2年度末で約12億800万円であり、昨年度末から約2億1,700万円の減となっています。自治体の収入に対する負債返済の割合を示す単年度の実質公債費比率が直近の令和元年度で14.1%となっており、今後、新庁舎建設事業やデジタル防災行政無線導入事業など大型事業の返済が加われば、更に上昇する見込みとなります。なお、3か年平均の実質公債費比率は13.4%ですが、この値が18%以上になりますと、新たな起債の借りに鳥取県の許可が必要となります。財政運営がより一層厳しさを増すこととなります。令和3年度当初予算では、収支不足を補うため2億6,100万円を基金から繰入れ、歳入に充てております。今後もこうした収支不足の状況が続くことが見込まれます。このままの財政運営では、数年後には基金は枯渇し収支不足を埋めきれない状況が見込まれます。より抜本的な行財政改革が必要であり、取り組んでいく所存です。人口減少に対応した持続可能なまちを後世に残していくためにもSDGsの考え方も取り入れながら、より一層町民の皆様との協働のまちづくりを進めていき、予想される将来に備えていく必要がございます。

続きまして、新年度予算の概略について述べさせていただきます。

令和3年度一般会計歳入歳出予算総額は、36億8,300万円でございます。別途、特別会計といたしましては、11会計、歳入歳出予算総額13億6,920万3,000円。一般会計と合せると、50億5,220万3,000円となります。公営企業会計は、2会計で簡易水道事業会計は収益的収入8,011万4,000円。収益的支出1億1,622万6,000円。資本的収入9,440万9,000円。資本的支出1億1,277万8,000円。下水道等事業会計は、収益的収入1億6,243万7,000円。収益的支出1億9,684万5,000円。資本的収入1億3,780万4,000円。資本的支出1億7,127万6,000円でございます。以上、令和3年度一般会計並びに特別会計、公営企業会計、当初予算14議案を提案し、関係条例の一部改正をはじめ、令和2年度各会計補正予算など31議案の提案については、各課長の説明をもって提案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、行財政方針の説明が終了いたしました。

日程第4 議案第6号

○議長（上原 二郎君） 日程第4、議案第6号、江府町監査委員の選任についてを議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 6 号でございます。江府町監査委員の選任ついてでございます。現在の江府町監査委員、岡田雄成君は、令和 3 年 3 月 1 8 日で任期満了となります。引き続き、岡田雄成君に委員をお願いしたいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所 鳥取県日野郡江府町大字貝田 4 8 3 番地、氏名 岡田雄成、昭和 3 0 年 3 月 2 5 日生まれ。ご審議ご承認の程よろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

日程第 4、議案第 6 号、江府町監査委員の選任について。

議案第 6 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

日程第 5 議案第 7 号 から 日程第 2 2 議案第 2 4 号

○議長（上原 二郎君） 日程第 5、議案第 7 号、江府町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金事業基金条例の制定についてから、日程第 2 2、議案第 2 4 号、江府町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例の制定についてまで、以上、1 8 議案を一括議題といたします。日程に従い、議案第 7 号から議案第 2 4 号まで順次、所管課長より、議案の提案理由説明を求めます。

末次課長。

○農林産業課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案綴りのほうをご覧くださいければと思います。

議案第 7 号、江府町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金事業基金条例の制定について説明申し上げます。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国及び鳥取県の利子補給制度の対象となる融資を受けた町内事業者に対して町が実施する利子補助金事業の財源に充てるため基金を設置する条例を制定するものであります。地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。1 枚おはぐりくださいませ。条例の本文が記載されてございますが、内容につきましてはご覧のとおりでございます。第 1 条、新型コロナウイルス感染症の影響により、国及び鳥取県の利子補給制度の対象となる融資を受けた町内事業者に対して町が実施する利子補助金事業の財源に充てるため、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金事業基金、（以下「基金」という）を設置するものでございます。第 2 条で

ございますが、基金の原資につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、その他をもって財源として充てるようになっております。

一番下段でございますが、本条例につきましては、この条例は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上し、国庫に納付するものとするというふうになっております。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 議案第8号。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。議案第8号、江府町課室設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案のほうで説明させていただきます。議案をご覧ください。本案は、町長部局の各課の設置並びに事務分掌を定めた課室設置条例につきまして、住民サービスの向上と業務の効率化のため、一部課を統合し、4課の構成とし、また、地域おこし協力隊に关します一部事務分掌を変更するものでございます。1枚おはぐりいただきまして、右側に改正前、左側に改正後の事務分掌を掲げておりますが、具体的な改正点といたしましては、1ページの1条をご覧ください。改正前の下線部分、農林産業課、建設課を統合し、新たに産業建設課を設け、5から4課に数が1減とするものでございます。第2条では、地域おこし協力隊に关します業務を移住定住対策と関連の強いということで総務課から住民課へ分掌するものでございます。

（12）地域おこし協力隊に关することを削除し、2ページ住民課の（16）に追加するものでございます。また、2ページ3ページの農林産業課、建設課の業務に关しましては、新たな産業建設課に業務をまとめるものでございます。以上が課室設置条例の一部改正の内容となっております。附則といたしまして、令和3年4月1日から施行するものでございます。また、機構改革に伴います人事異動等の準備のため本議案につきましては、先議をお願いするものでございます。議案8号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案9号でございます。江府町職員の給与に关する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は、医療職給料表につきまして、知識経験に基づきました給与体系とするために所定の改定を行うものでございます。提案説明の資料のほうをご覧ください。資料のほうでまず説明させていただきます。1ページでございます。説明資料の1ページをご覧ください。はじめに1、参考とありますが、これは、近隣の自治体病院の状況、職務の級となっております。相当数の医師が勤務しますこの病院の場合、医療職の級につきましては、4級まで設けてございます。1級の医師の職務に始まり、2級が医長ほか困難な業務を所掌する医師、3級が副病院長、

診療局長、困難な業務を所掌する医長、施設長となっており、4級が病院長などというふうな格付けとなっております。下2項目のところに江尾診療所改正後というふうに記載させていただいておりますが、現在のところ、江尾診療所につきましては、1、2級までの職務の級しか設定がございません。医療機関としての規模の違い、差はありますが、より住民あるいは、患者に近く地域と密接に繋がる必要のある医師の負担あるいは経験等を考慮いたしまして、新たに太字のとおり3級の職務を設け、医師の待遇の改善を図るものでございます。下段のほうの1番下のほうの3では、来年度からこの条例改正によります影響額を示しております。給与月額が1万9,800円の増、給料その他、社会保険料とかいろいろ合わせますと年額で37万3,000円余りの増というふうになっております。以上の内容を議案のほうに、すみません、議案9号でございます。議案のほうをご覧ください。1枚おはぐりいただきまして、第3条でございます。別表第2、医療職給料表に先程申し上げましたとおり、改正後の下線のとおり3級を新たに設けるものでございます。はぐっていただきまして、7ページになりますけども、7分の7という7ページになります。別表4につきましては、7ページの職務の内容を2級につきましては、改正後ですけども、高度な知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務とし、3級の職務につきましては、特に高度なという文言を付け加え新たな職務を設け責任に見合う形の給与体系とするものでございます。以上、地方自治法96条第1号第1項の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第10号でございます。

○議長（上原 二郎君） 資料が全協資料というのと本会議の資料というのがある、資料と今課長が言いますのは、本会議資料のことですので、ちょっとややこしいですが。

○総務総括課長（池田 健一君） よろしいですか、分かりますか。

○議長（上原 二郎君） いいですかいね。

○総務総括課長（池田 健一君） よろしいでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 資料がいっぱいあって分かりにくいですが、本会議資料と書いてあるので、資料といった場合、それを説明してもらって。

○総務総括課長（池田 健一君） 続きまして、議案の第10号でございます。江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案につきましては、非常勤特別職の内、農業委員及び農地最適化推進委員の報酬につきまして、遊休農地の解消、あるいは、農用地利用促進に関する業務といいますのは、農地の集積ですとか集約化、新規参入の促進などの増大に伴い報酬額の改正を行うものでございます。すみません、説明資料

のほうの2ページをご覧ください。表になったものでございます。資料のほうの2ページでございます。左から江府町の現在の状況を載せさせていただいております。会長職が41,300円、職務代理が32,000円、その他の委員が26,800円というふうになっております。江府町の農業委員等の報酬は、平成8年4月から現報酬となっております。約24年間改定されておられない状況でございます。右隣が日南町でございます。現在ですと、江府町よりどの職種につきましても9,000円高くなっております。その右側が日野町と同額となっておりますけども、日野町につきましては、来年度に向けて改正される表の下のほうに案としては、一律6,000円増となっておりますが、かなりの額を来年度日野町は改正される予定でございます。あと、鳥取県西部他の自治体につきましては、近年多くの自治体で改定が行われておりまして本町との差が拡大している状況でございます。すみません、今度は、議案のほうをそういう状況をこの表で見ていただいて議案のほうを申し訳ありません、ご覧ください。10号でございます。1枚おはぐりいただきまして、先程、今説明させていただきました状況から右側改正前、第2条の報酬額を左側改正後のとおり農業に及び農地の利用最適化推進委員とも、他自治体の平均的な報酬額に近づけるために、全ての報酬、定額報酬につきまして2,000円、5%から7%になりますけれども増額するものでございます。これによりまして、農業委員会長が月41,300円から43,300円に増額する。その他も同様でございます。また、新たにこの定額報酬に加えまして能率給といたしまして、国の農地利用最適化交付金事業を利用し活動実績に応じてするものでございます。能率給の対象となる活動は、農地の貸し手、借り手などの連絡調整、新規参入者等への農地の斡旋などが主な業務でございます。この能率給に関する報酬につきましては、国費が3割交付される予定となっております。今後の活動状況、国の予算状況によりまして交付額が決定されます。そうした活動に対応出来るよう能率給に関します条文をここで設けるものでございます。議案10号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第11号でございます。江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本案は、会計年度任用職員の退職者の給与について新たに条項を設けるものでございます。すみません、本会議資料のほうの次は3ページのほうをご覧ください。資料のほうの3ページでございます。1としまして、改正の目的でございます。地方公務員法第28条第2項に、心身の故障のためや刑事事件について起訴された場合には、意に反して退職させることができるというふうになっております。その際の給与の支給について定めるものでございます。2の改正の内容につきましては、まず、職員の意に反する後任ですとか免職あるいは退職等の手続きについて定めております、江府町職員の分限に関する条例第

4 条第 2 項に休職者の給与の支給については、別に条例に定めるというふうになっております。このため、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でそれをきちんと定めるものでございます。現在の条文の中に、地方公務員法第 28 条第 2 項の規定により休職された会計年度任用職員にはいかなる給与も支給しないという条文を加えるものでございます。なお、会計年度任用職員が公務によらない病気やけがのため勤務を休み給料の全部または一部が支払われな
ない場合は、市町村職員共済組合から傷病手当金が支給されます。支給される期間は、請求された日から 1 年 6 カ月までで金額は休んだ期間 1 日につき標準報酬日額の 3 分の 2 が支給されるということになっております。この会計年度任用職員の給与に関する取扱いは、鳥取県の西部町村のほぼ同様の扱いとなっております。そういうふう聞いております。すみません、次は議案綴りのほうをご覧ください。11 号でございます。今、説明させていただきましたとおり求職者の給与に関し、左側改正後 32 条下線部分を新たに追加するもので、休職された会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しないということをつけ加えるものでございます。11 号までの説明は以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 続いて 12 号。

川上課長。

○住民課長（川上 良文君） 議案第 12 号、江府町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明をいたします。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと及び江府町国民健康保険の税率改正により、条例の一部を改正いたすものでございます。改正の主な内容につきましてご説明申し上げます。1 枚おはぐりください。新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後でございます。条文第 3 条から第 9 条、第 15 条中の下線部分、国保税率の改正につきましては、平成 4 年度を最後に国県の補助金であります、激変緩和措置が終了する予定であり、今後、江府町の国保税の急激な上昇を抑えるため昨年度より令和 6 年度まで段階的に税率を引き上げ適正化を図っていくと国保運営協議会で決定されたものでございます。本会議資料の 5 ページをご覧くださいと、そちらのほうに医療費分、後期高齢者支援分、介護納付金分に分け、それぞれ税率 2 割減、5 割減、7 割減と改正するものをまとめて付けておりますのでご覧をいただけたらと思っております。改正前は今年度、改正後は令和 3 年度からの数字になります。次に、第 15 条、国民健康保険税の減額につきましては、地方税法施行令の一部改正によるもので基礎控除額相当分の基準額を 33 万円から 43 万円に引き上げるなどの改正を行うものでございます。これは、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から特定の収入のみに適用される給与所得控除や…。

○議長（上原 二郎君） 課長、説明するときにはどの資料で説明しているかを言わないと分かりません。今は、資料の4ページですね。

○住民課長（川上 良文君） そうですね。4ページですね。

○議長（上原 二郎君） どの資料に基づいて説明をしているのかをまず先に言って説明しないと、皆さんなかなか資料探すのに大変なようなのでよろしく。

○住民課長（川上 良文君） はい。4ページのほうにまとめております。そちらのほうに書いておりますが、この改正は、働き方改革を後押しする観点から特定の収入のみに適用される給与所得控除や公的年金等、控除から左右されない基礎控除に振り替えることとし、これに伴い、子育てや介護を行っている方などに配慮するために新たに所得金額調整控除が創設されたものでございます。本会議資料4ページに7割減、5割減、2割軽減、基準額等添付しておりますのでご覧をいただけたらと思っております。附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議決を得たく提案いたしますものでございます。以上です。

○議長（上原 二郎君） 議案第13号。

生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。議案第13号、江府町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。議案書をご覧ください。介護保険事業は、介護保険法第117条の規定に基づきまして3年を1期とする介護保険事業計画を定め運営することとされております。本案は、令和3年4月からの第8期計画の実施に必要な保険料を定めるべく条例の一部改正を行うものです。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案するものであります。次のページをご覧ください。保険料率第2条第1項には事業期間を定めております。右側改正前、平成30年度から3年間としております。これは、元号が変わる可能性がありましたので、このような表記にしております。左側改正後、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率としております。続きまして、第2条第1項、第1号から9号までは、保険料額を規定しております。第1号、右側改正前下線部40,800円を、左側改正後43,200円。同じく第2号で61,200円を64,800円。第3号で61,200円を64,800円。第4号、73,500円を77,800円。第5号これが基準額となりますが、81,600円を86,400円。第6号、98,000円を103,700円。第7号、106,100円を112,400円。第8号、122,400円を129,600円。第9号、138,800円を146,900円とそれぞれ改定いたしますものです。第2条第2項から第4項までは、第1項の

1号から3号に掲げます低所得者の基準額、第5号に対する軽減について規定をしております。この軽減率が、低減ということで何度か条例をかけさせていただいておりますけども、消費税率が10%に引き上げられたことに伴うもので、令和2年度に軽減率が完全実施となっております。第2号、右側の改正前、24,500円を左側改正後26,000円。同じく、第3項、40,800円を43,200円。第4項57,200円を60,500円とするものです。附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行。そして、次のページ経過措置といたしまして、改正後の規定は、令和3年度の保険料から適用します。そして、令和2年度以前の保険料については、従前の例によるものといたします。説明は以上です。

○議長（上原 二郎君） 議案第14号。

川上課長。

○住民課長（川上 良文君） 議案第14号、議案書で説明をさせていただきます。江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、江府町特定公共賃貸住宅の家賃以外の利用料について整理し、必要な条文を明記するものでございます。主な改正点につきましてご説明いたします。1枚おはぐりください。対象となります、特定公共賃貸住宅は、佐川団地8戸、武庫団地4戸、武庫第2団地6戸でございます。まず、第13条、家賃等の納付については、月の途中で入退去した場合、家賃は、当該月の日数により日割り計算をいたしますが、それ以外の駐車場使用料またはテレビ管理用などは月額料金とするものでございます。1枚おはぐりください。第16条、入居者負担額の条文は公営住宅に用いられているものでありまして、特定公共賃貸住宅の家賃は、毎年変動することはありませんので全文削除するものでございます。このことによりまして、第17条から第32条までは、条ずれにより整理するものでございます。次に、第34条から37条までの使用料については、第12条、第13条中の条文で家賃等という文言を使い条文を整理したため削除するものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。

○議長（上原 二郎君） では、議案第15号。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。議案第15号、江府町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本案は、国の被災者生活支援法の一部が改正され被災者生活再建支援金の支給対象となります被災世帯が拡大したことにより、鳥取県の被災者住宅再建支援条例の一部も改正され、これに伴い県内の市町村、本町も同様の条例改正を行うものでございます。まず、はじめに資料のほうをご覧ください。15号、7ページでござ

います。資料7ページでございます。改正の内容を簡単に表にまとめております。太字が主な点ですが、区分の上段項目、支援対象となる自然災害の規模といたしまして、中程が国の制度の支援対象となる自然災害の条件が①から⑤。下段が県の制度の支援対象①から③となっております。例えば、国の②では、市町村では10世帯となっておりますが、県の②では、全県で10世帯というふうになっております。ご覧のとおり、国の制度のほうが支給の対象となる条件が厳しく設定してございます。国の制度の対象となる損壊の程度ですが、以前は40%以上でないと対象になりませんでした。今回の改正では、中規模半壊30%以上も対象となるように追加をされております。例えば、項目の再建方法の所に建設または購入した場合ですけれども、世帯人数によりますが最大で複数の場合は、100万円が支給されるということになっております。補修の場合には、50万円ということでございます。また、県制度の一部損壊部分、右側のほうの太字でございます。一部損壊の右下の所に10%以上の損壊であれば、補修の上限額と同額の30万円が支給されるというふうな内容となっております。制度といたしましては、国県両方の支援を受けることは出来ませんので、条件に合えば国の制度支援を優先し、その対象とならない部分を県の制度で支援カバーするという内容でございます。そうした内容が主な改正点でございます。次、議案のほう、すみません戻っていただいて、議案のほうの15号でございます。ご覧ください。先程、説明しました内容を条文に改正しております。字が小さくて見づらいんですけども、3分の1、1ページでございます。定義のところ第2条、第1項の(3)では、国の法律に伴い、指し示しております条項の変更があります。支援金の交付、第3条も同様でございます。はぐっていただきまして、2ページの第4条では、国の支援の対象となります額を控除、差し引いた金額が交付の対象というふうになると明記しております。第4条、左側のところで国の支援の対象となる額を控除差し引いた金額が交付の対象となるということになっております。次、下のほう、別表の(5)も同様でございます。別表の下のほうですけれども、(7)では、対象事業に一部損壊の世帯の建て替え等も加え、30万円を支給するというふうな内容となっております。こうした内容に条文を改正するものでございます。この条例は、交付の日から施行いたしますが、令和2年12月22日、県の条例改正の日から適用するというふうになっております。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 続いて、第16号。

松原課長。

○企画財政担当課長（松原 順二君） 失礼します。議案綴りのほうをご覧くださいければと思います。議案第16号、江府町ふるさと応援基金条例の一部改正についてご説明させていただきます。1枚おはぐりいただきまして、江府町ふるさと応援基金条例の一部改正する条例。改正前、改正

後を対照表としております。本案は、ふるさと応援基金条例第2条にあります、新庁舎建設に関する事業が今年度内に事業が完了しますので、削除するものでございます。併せまして、第2条に寄附金を財源として行う事業をそれぞれ1から5まで設けておりますが、新たな事業を追加するには、その都度条例改正が必要となり、今後、寄附金をより幅広くいただけますよう、速やかに町長決裁で新たな事業が設けることが出来るようにするため、第2条の改正後に町長が別に定めるものとするものと改めるものでございます。また、1枚おはぐりいただきまして、2分の2ページのほうですけれども、現在の条例第6条の規定では、基金額を全額、基金に積み立てる定めがありますが、寄附金額の増額に伴いまして、ふるさと納税の返礼品など経費相当分に充当するまでの間、一時的に一般財源の支出も比例して増加いたします。このため当該年度の寄附金の内、経費相当分を除いた額で基金への積み立てが出来ますよう、第6条を一般会計歳入歳出予算で定める額に改めるものでございます。但し、今年度末までに積み立てられた基金の取り扱いにつきましては、下段のほうの附則に書いておりますとおり、改正前の第9条の規定を適用する記載を附則に追加しております。第9条の基金の処分につきましては、第2条で各号が無くなりましたので、各号を削除しております。以上、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案するものであります。失礼いたします。

○議長（上原 二郎君） 議案第17号。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 議案第17号、江府町特別会計設置条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案綴りのほうで説明させていただきます。1枚おはぐりください。本案は、江府町特別会計設置条例で定めます特別会計のうち、(3)鳥取県西部町村情報公開・個人保護審査会特別会計につきまして、会計事務が令和元年、2年度は本町が担当のため会計を設けておりましたが令和3年度から他町に移行するため、この江府町特別会計設置条例から削除するものでございます。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 続いて、議案第18号。

小林課長。

○建設課長（小林 健治君） 失礼いたします。議案綴りをご覧ください。議案第18号、江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は、消費税転嫁対策特別措置法が令和3年3月31日まででございます。執行後は、消費税法に基づき総額表示義務が適用されますので料金の価格表示の改正をいたすものでございます。料金に変更はございません。1枚おはぐりください。一部を改正する条例を付けておりまして、表の左側

が改正後でございます。右側の第26条の下線の、に消費税法から最後の段になりますが、加えた金額の条文及び第29条の下線部、それから1枚おはぐりください。34条の下線部の条文を削除いたすものであります。1枚おはぐりください。別表第2の料金につきましては、税込価格の表示といたすものであります。2枚おはぐりください。別表第4の加入金につきましても税込価格の表示を提案いたすものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第19号、江府町特定環境保全公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。1枚おはぐりください。同様でございます。同様にご利用を税込み表示といたすものであります。右側第18条の下線部の条文を削除いたします。1枚おはぐりください。別表第2の使用料につきましては、税込価格の表示を提案いたすものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第20号、江府町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりください。これも同様でございます。ご利用を税込み表示といたすものでございます。右側第17条の下線部の条文を削除いたすものでございます。1枚おはぐりください。別表第3の使用料につきましては、税込価格の表示を提案いたすものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するというようにしております。

続きまして、議案第21号、江府町林業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりください。これも同様でございます。ご利用を税込表示といたすものでございます。右側第17条の下線部の条文を削除いたすものでございます。1枚おはぐりください。別表第3の使用料につきましては、税込価格の表示を提案いたすものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。説明は以上です。

○議長（上原 二郎君） 議案第22号。

景山課長。

○学事担当課長（景山 敬文君） 失礼します。では、議案綴りのほうをご覧ください。議案第22号です。本案は、本町において義務教育学校を設置するにあたり法令上の整備を行うために江府町立中学校等、設置条例の前後を次のとおり改正することについて議会の議決を求めるものです。おはぐりください。新しい全部改正をした条例の名称ですけれども、江府町学校等設置条例

といたしました。現在、本町では、江府町立中学校等設置条例というのがありますが、この条例は、町立の中学校及び小学校の設置について定めております。新しく出来るものが義務教育学校ということですので、この条例を全部改正して江府町立学校等設置条例というふうにさせていただいたくものです。内容につきましては、名称及び位置についてそのように設置するというふうな記載にしております。なお、この施行に関しましては、義務教育学校が開校予定にしております、令和4年度ということが開校予定ですので、令和4年4月1日が施行というふうにさせていただいております。なお、新しくできる義務教育学校の形といいますか、内容についてですけども、議案説明資料の8ページをご覧ください。学校の形態は、義務教育学校となります。今までの小学校中学校という形ではなく、1年生から9年生まで、9年間同じ学校に通うと。一人の校長の指導の下でそういった9年間通うという学校の形になります。また、施設の型としましては、分離型ということになります。現在の江府小学校、江府中学校の校舎を活用するということで施設分離型という形になります。校訓について義務教育学校設置準備委員会でも検討していただきました。しなやかな心と体。これは、江府中学校の現在の校訓を引き継ぐこととなりますけども、自立・敬愛・剛健・創造というふうな校訓にしております。なお、校章につきましては、公募した結果、そこにご覧いただいているような校章に決まりました。特徴的な取り組みとしましては、施設分離型という特徴を生かして適切にギャップと言いますか段差を設けて子ども達への進学意識そういったものを高めていくということ、併せて、制服も今PTAと学校のほうで検討しておりますけども、ブナの森校舎については自由服。日野川校舎については、制服ということで話を進めております。今後につきましては、高学年におきます教科担任制を推進していくこと、また、ふるさと教育を軸足に置いた特設の教科の内容の検討。また、これまで小学校と中学校が別にやっておりました行事、そういったものも合同開催ということでそういう内容について検討を進めていく予定にしております。以上です。

○議長（上原 二郎君） それでは、議案第23号。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） それでは、議案第23号についてご説明申し上げます。23号、江府町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。議案のほうで説明させていただきますが、本案は、各町村で行ってございました消防団員に係る退職報償金の支給事務につきまして、共同処理により事務の効率化を図るため、鳥取県町村事務組合で事務を行うことになったため本条例を廃止するものでございます。

続きまして、24号でございます。同様でございますが、江府町非常勤消防団員に係る退職報

償金の支給に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。本案も、各町村で行って
おりました消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給事務につきまして、共同処理により事
務の効率化を図るため、鳥取県町村事務組合で事務を行うことになったため本条例を廃止するも
のでございます。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 以上で、7号から24号まで説明がありました。

これから議案等に対する質疑を行います。

質疑は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第5、議案第7号、江府町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金事業基金条例の
制定について。

議案第7号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

今日は質疑だけということで、最終日に討論、採決ということになりますのでよろしくお願い
します。

続いて、日程第6、議案第8号、江府町課室設置条例の一部改正について。

議案第8号の質疑を行います。

川端登志一議員。

○議員（2番 川端登志一君） この議案は、建設課を廃止で…8号ですよ。

○議長（上原 二郎君） いいですよ。

○議員（2番 川端登志一君） 失礼いたしました。建設課と農林産業課を合併するというような
ことだと思います。提案理由といたしまして住民に対するサービスの向上あるいは業務の効率の
向上ということで、先程提案がございましたけれども、これを見ますと建設課あるいは農林産業
課の業務が縦に沢山書いてありまして、それを合併すると、そして一人の責任者がこれを総括す
るであろうということですが、これを見ますと逆に決裁とかそういうようなことの遅れ
が生じて効率等の悪化が心配されますが、そのようなことの対策、対応というようなことは考え
ておられますでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） ご懸念につきましては、1人の課長の業務が増えてなかなか決裁が遅く
なるんじゃないかということだと思います。ただ、組織というのは、課長1人で回しているもの

ではございません。その下に課長補佐なり、今回はちょっといろいろ考えてはいるんですが、そういう課長を補佐する立場の人間も必ずいます。要は、担当からそういった人にきちんと話をつないでポイントのところを仲介に立つ人が課長と相談すると。もう一つ言えば、その課長なる人は、今回庁舎も近くなった。前は、山村開発センターにあったんですけど、今回一体になりましたんで、町長にも非常に近い状態で協議が出来る。私の目指しているのは、そういうスピード感を出したいということです。それとやはり課長を補佐する人間がもっと本来の役割を果たしてほしいという気持ちを込めてやっております。それが出来ればスピード感は当然上がりますし、更には言えば、今日も行財政方針で言いましたが、電子決裁とかそういったものを取り入れれば瞬時に町長まで全てのものが担当から上がっていくので、そういった恐れはないというふうに思っております。

○議長（上原 二郎君） 川端登志一議員。

○議員（2番 川端登志一君） そのようにスピード感に期待をいたしますが、例えば、何年前かに県が主導いたしまして、ワンデーレスポンスなるキーワードといいますか、によっていろいろな諸問題をなるべくなら、その日のうちに返答しよう、解決しようということがありましたが、やはり言葉通りにはなかなか行っていないような現実があります。町長お答えいただきましたので、今度の人事によって、その辺りのことは十分補佐をする人選をしっかりといただけていると思いますが、その辺りのことをもう一度確認をしておきたいと思っております。

○議長（上原 二郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） ご質問の中身は、課長を補佐する体制の話です。そこは、しっかりとやりたいと、準じてやりたいと思っております。もう一つは、ワンデーレスポンスの話をされました。私もこのクイックレスポンスといいますか、来た案件にすぐ応えるっていうことは、とても大事だと思っております。特に江府町のような小さな自治体では、命綱というか生命線になってきますので、これは、今、作ろうとしているクレドの中にもクイックレスポンス入れておりますので、ぜひともそれは、ちょっと時間はかかるかもしれませんが必ず図っていきたく思っております。

○議長（上原 二郎君） 他に質問は。

森田議員。

○議員（1番 森田 哲也君） 私は、地域おこし協力隊に関する事項についてお尋ねしたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 森田議員、今、8号ですが関連ですか。

○議員（1番 森田 哲也君） 8号の事務の異動。

○議長（上原 二郎君） はいはい。

○議員（1番 森田 哲也君） 総務課からこの度、移住定住のことが多いから住民課にかえるんだという説明がありました。私が思う地域おこし協力隊は、今、現在も図書館で応募したり、それから、今度はYouTube で発信する情報発信のほうにも応募したりということで町業務全体に係わる非常に重要な業務だというふうに思っています。こういった総合的に勘案する業務については、やはり人事担当課である総務課が常日頃からそういった意識を持って色々と管理をしていくべきじゃないかなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） 地域おこし協力隊、確かに議員がおっしゃる通りいろんな分野にまたがる人が地域おこし協力隊で活動される分野になるということでお考えも確かにあると思います。ただ、私のほうは地域おこし協力隊で来られる方というのは、町外、県外って言いますか、そちらのほうから来られる方ばかりであります。住まいのこともありますし、いわゆる移住定住に近い形のものがありますので、今回、住民課のほうに持っていただくということにしたわけでございます。以上です。

○議長（上原 二郎君） 森田議員。

○議員（1番 森田 哲也君） 以前、私も言ったことがあるんですが、一番最初に来られた方は、今の町長が副町長時代にいろいろと面倒を見られたと。その結果、非常に定住率が高かったと。その後、副町長が変わられ、いろいろ指導方法も変わられたんですが、段々定住率が下がってきた。他の理由ももちろんあると思いますが、やはり、定住率ということ考えたときに与えられた仕事が一番自分に合っているとか、そういったのが来られた方は一番充実感があるんじゃないかなというふうに思います。移住定住だけにこだわるということになると、それ以外で来られた方が本当に充足感を持って、職務に当たられるのかなと、それをきちんと補充できるのかなというふうな心配があるんですけどもいかがでしょう。

○議長（上原 二郎君） 答弁を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 外から来られた方に対する対応、要は、そのまま残っていただくようにするにはどうしたらいいかという話になりますと、一人ひとりの方に寄り添ってあげることがとても大事だと思います。それは、通常の業務もなんですけど生活の上でそういったことに話を聞

いてあげるとか、応えてあげるとかってことが大事だと思います。必ずしも総務課が適当だと思
っていません。これはどこの部署であっても、そこを担当した人がそういう気持ちで接しておれ
ば成果は上がると必ずいろんな分野にまたがっていますので、色んな課と繋ぐということも出て
まいります。それは、必ずしも総務課だけが行うものではなくて、役場のどの部署でも意識をし
て、よその課と繋がっていくというのが、これからの江府町役場では必要だというふうに私は考
えています。

○議長（上原 二郎君） 他に質疑があれば。

森田議員。

○議員（1番 森田 哲也君） ということは、これからはやっぱり人事ということも業務全体に
渡って、各課の課長が幅広く視野を広く見るような業務体制に変えていくんだというふうな意味
に受け止めればよろしいですか。

○議長（上原 二郎君） 町長。

○町長（白石 祐治君） 今回、課を統合するという意味合いも、実は、コンパクトにして、課長
ってというのは単なるプレーヤー、どちらかというとプレーヤーとしての軸足がいつているんじや
ないかと思うんですけど、そうじゃなくてマネージャー。課の人間をちゃんとマネジメントし
つつトップと繋いでいく、町の政策に繋いでいく、そういう少人数で町の運営を考えていくよう
な経営幹部的な課長にしていきたいと思っています。

○議長（上原 二郎君） 他に質疑があれば。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 失礼します。先程、川端登志一議員も質問されていましたが、私
も農林課と建設課の統合については、大変、私の経験上、私がもとらなかったかということもあ
りますけども懸念をしております。住民生活に対して大変関係のありますライフラインや町の重
要な農業関係のものがたくさんあると考えております。統合することについては、最近の災害の
発生状況やそれから水道施設の改良等、行財政方針のなかで言うておられます。米の奥大山のブ
ランド化、各集落いろんなブランド化をいろいろ考えておられるよう取り組むことも言うておら
れますけども、特に米なんかにつきましては、大変ご尽力いただきまして、今では銀座三越で新
潟の魚沼産と肩を並べる以上、このような米になってきておりますし、そこそこ全国的に知れて
おられるような格好にもなってきております。そのように、住民の生活にこの多くの事業がかか
るような影響があると考えておりますけども、そこら辺を踏まえて今後、今、人的な配置をする
とっておられますけども、大変先般の水道の断水とかそういうふうなことも含めてすごく懸念

をしておりますが、そこら辺の対応策は十分に考えておられますでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議員のおっしゃるとまったく逆だと私は思っております。要は、組織が大きくなれば何か起きたときに、一つのところが一齐にかかれますので、より大きな力が発揮できるというふうに思っています。もう一つ、業務の標準化。例えば、特定のときにこっちが忙しい、そのときはこっちが手伝う。それをやりやすくなるんじゃないかなと思っております。垣根が無くなることによって課長の差配一つ、マネージメント一つで業務の配分が出来るんじゃないかなと思っております。これは、そういう平準化プラス業務の効率化にも繋がっていくんじゃないかなと思っております。それと、あんまり積極的には申し上げませんでしたけれども、今人口がどんどん減っていっています。この状態の中で、江府町を維持していくという先の長い戦略で考えますと、やはり、役場をコンパクトにしていくという必要がありますので、組織的にもそういった路線をちょっとこの辺りで布石を置いていくというのも大事なかなということも考えています。

○議長（上原 二郎君） 他に質疑があれば。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 先ほど言いましたように、大変住民に関係する部署でございます。総務課当然、住民課、財政課、それぞれ大変な部署ではございますけれども、直接関係するライフラインなり農業政策なり林業政策なり大変その影響を考えますと大変心配しておりますと、そこら辺の対応策はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 答弁よろしいですか。

他に質疑があれば。

ないので質疑を終結します。

続いて、日程第7、議案第9号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第9号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第8、議案第10号、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

議案第10号の質疑を行います。

森田議員。

○議員（1番 森田 哲也君） 農業委員さんの報酬ということですが、この資料を見ますと、今

後の変更予定で日野町は6,000円。江府町は今回2,000円ということになっております。全般的にこれを見まして、まず感じるのは、日野郡は中山間地域であるという特色があります。そこでの農業委員の活躍期待度っていうのは、大きなものがあるんじゃないかなというふうに思います。その中で、同じするならやっぱり肩を並べるようなやりがいのあるといいますか、これで4,000円でどうかと思いますけども、やっぱりそういった格好でしていくべきじゃないかなと。あと、能率給ということがありますが、例えば、普段どういった見回りをしておられるとか、その方が将来的ビジョンをそれぞれどういうふうにとっておられて管理をしておられるか、なかなか能率給では計り知れない部分がそれぞれこれからの農業委員には期待されるんじゃないかなというところもあるんですが、一律能率給でというのはどうかというふうに思いますけどもいかがなものでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 答弁を求めます。

これは、池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。2,000円の上げ幅で提案させていただいておりますが、それが適当かどうかということは、それが多いか少ないかということはありませんけどもご覧いただいたとおり、西部地区の状況を見ましたところ平均的なところということがありました。あと、先程、森田議員も言われましたけど能率給の部分がございます。これが国の基準で言いますと、一月6,000円が基準になっているということですので、そこに国の支援もあるということで、この部分がある意味期待を2,000円プラス。この上限6,000円ということもあります。最大では8,000円ということになりますので、その辺の期待も含めてこのところ能率給というところを西部地区一律じゃないんですけど、そういう能率給を導入するところもそれなりにあるということで、そちらのほうを選択させていただいたと、農業委員会の方と事務局の方と協議し、選択させていただいたということでございます。また、この有りようについては、また状況が変わるようであれば、その時点で検討させていただくことも必要かなというふうには思っております。以上です。

○議長（上原 二郎君） 他に質疑があれば。

川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） 先程、森田議員がおっしゃったことと同じでございますけども、ただ、面積的に見ても産業の面から見ても、日野町と江府町の状況を見た場合に、特に、江府町の場合も農業面積もかなりの面積差があります。産業につきましても、色んなこれから農業から出していく産業の見方につきましても、この農業委員会が取り扱う業務は、新しく業務体系が変

わった中で、かなり大きくウエートを占めております。それも、特に、今回農業委員会を通じて鳥獣対策のこととか色んなことの対策も先進的に江府町の農業委員会を進めているというふうに私は理解をしております。そのために合わせて月額報酬額が2,000円というのは、あまりにも少なすぎるのではないかなと。先程、総務課長がおっしゃった国の能率給等々があるとは思いますが、それはどこにも当てはまることかもしれませんし、せめて日野郡の中の金額としてみても6,000円に並べるくらいの金額は考えていただいたほうがいいのかなというふうに思っています。年間の額にしてみても、そんな大きな額ではないと思っておりますし、出来れば差がつくようなことではおかしいのかなと私は思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） 農業委員会の委員さんの報酬につきましては、実は、農業委員会の会長さんが私のほうにいられてお願いの中に一つありまして、今回はそういうこともあって、もう上げないといけないという気持ちはずっと持っておりました。ただその後は、どれくらい上げるかというところの話です。今回、先程課長も申し上げましたけども、農業委員会さんとも協議をした結果だと申し上げましたけども、もう一つは、町内の他の各種委員会ございます。そちらとの整合性のようなものもございまして、いきなりここを上げてほかのこととの影響もかなり出てまいりますので、今回は、このラインでさせていただいたらどうかということで提案をさせていただいたところです。見直しに、例えば今回見送って、やめておいて他の委員会との整合を図るということになれば、もうちょっと時間をいただいて、全てを洗っていくんですが、ここだけ突出させてしまうと他とのバランスが取れなくなってしまうということもありましたことをご理解いただければと思います。

○議長（上原 二郎君） 川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） 一応、理解はします。ただ、そうすると途中いろんな状況の中で検討は加えていただきながら、整合性持っていただいて進めていただくことをお願いをしたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 町長。

○町長（白石 祐治君） 元々他の全ての委員さんとのバランスというものも考えるべきだと思っておりますので、ただ、その中で上げてほしい、業務も増えているというお話も聞いた中での苦肉の選択でしたので、将来的には整合性を図っていきたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 他に質疑があれば。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 9、議案第 11 号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

議案第 11 号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 10、議案第 12 号、江府町国民健康保険税条例の一部改正について。

議案第 12 号の質疑を行います。

森田議員。

○議員（1 番 森田 哲也君） 料金の改定ということですが、急激な変更、上昇を勧告してということで、今回この額を出されたということですが、もう一つ、ずっと前から国保は県下で統一をするんだという話があって、それに合わせた話もう何年も忘れるくらいですが、やっぱりそれに合わせた激減変化を考えた料金改定と一緒に考慮すべきではないかと思うんですが、県のほうが全く話にならんということでしたら取り敢えず先にということなのかもしれませんが、その辺の所はどうなっているのでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。県の統一ですが、ほぼほぼ進んでいないという状況にあります。ただ、1 市 3 町ぐらいですか、去年お話をさせていただいたと思うんですけど、資産割りを無くす、3 方式という方向に進めるようになっております。江府町も 5 年間かけて資産割りをなくしていく方向にしようということでこの案を出させていただいておまして、昨年度ですから少しずつということで動かさせていただいております。残念ながら県の統一についてはまだ議論がもたもたと全然進んでいない状況ですので、お知らせ出来る状況になればまた報告させていただきたいと思っております。

○議長（上原 二郎君） 他に質疑があれば。よろしいでしょうか。

ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 11、議案第 13 号、江府町介護保険条例の一部改正について。

議案第 13 号の質疑を行います。

森田議員。

○議員（1 番 森田 哲也君） 国保でも働き方改革のために、色々所得制限の変更があったとい

うふうな説明があったんですが、この介護についても、やはりそういった働き方改革に伴って、このランク付けの変更っていうのはあったんでしょうか。お願いします。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。すみません、ランク付けの変更っていうのは、第2条第1項第1号から9号までということによろしいでしょうか。これは、介護保険施行令の定められているものですので変更があっておりません。その通りに受けております。

○議長（上原 二郎君） 森田議員。

○議員（1番 森田 哲也君） その施行令ですが、自分は事細かく見ていませんけども、町独自で特例というようなことは考えられんでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 第2条第2項から4項まで、これについては上限が3割とかで定められていて、その中で決められるようになっています。いわゆる低所得者層の中なんですけれども、これについては最高のところまで指定をしております。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。

森田議員。

○議員（1番 森田 哲也君） 働き方改革で国保のほうは出来るだけ皆さん働いてもらって給料が上がっても、そんなには直後には上がらないような考慮がしてあるという説明があったんですが、介護保険も同じことが言えると思うんです。ですから、このランクが所得税幾らから幾らっていうことが決まっていると思うんですが、その所得税の幾らから幾らかっていうところを例えば金額を上げていくとか、最終的に介護保険料を下げっていくというようなランク分けの特例っていうのは、江府町独自ではできないものですかということ。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 想定はしておりませんでしたけれども、おそらく国保で説明があった働き方改革に基づくものというのは、第1号被保険者の保険料なんですけど、我々世代が負担する部分について若干配慮がされているのではないかと思います。申し訳ありません、勉強しておりませんでしたけれども、そこら辺については支払基金のほうとかで配慮されているのではないかなというふうに思います。すみません、満身に答えられずに申し訳ありません。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。

空場議員。

○議員（4番 空場 語君） 国保も介護保険料も同じなんですけど、特に介護保険料4年度で

緩和制度が落ちて、また上がりますよという格好になっていくようなスタイルですし、国保のほうもこれから先の部分の予測では上がる方向に向かっていくと思うんですが、そこら辺の見解をお願いします。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。昨今の全体の高齢化とそれから医療費の高騰の状況を鑑みまして、先ほど言いましたように国保については、県統一の方向がまだ決まっていないとはいえ、資産割りを無くすというような方向に向かっていますので、昨年、確か資料でお示しさせていただいておりますが、5年間かけて少しずつ上げていくというご相談をさせていただいております。また、介護につきましても、こういった老老介護でありますとか、独居が増えてまいりますと、どうしても施設の入所ということで給付金が上がってまいります。この度の全協でもお知らせしておりますけども、介護保険の運営協議会でも、こちらについては少しずつ上げていくのは致し方ないのではないかなという結論で審議をいただいております。ですので、次期のときに、今回は、例えば見直しをせずそのまま据え置きにして、次期にひとり1,000円くらい上がるというような事態を出来るだけ避けたいと思いましたが、このような選択をさせていただいております。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。他に質疑がありますか。

ないので質疑を終結します。

続いて、日程第12、議案第14号、江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第14号の質疑を行います。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 失礼します。条例変更の中で削除をされておられます。駐車場等の使用に関してなんですけども、これの料金滞納等あったときにはどんな対応をする考えでおられますか。

○議長（上原 二郎君） 川上課長。

○住民課長（川上 良文君） 家賃と駐車料と同じ形でお支払いいただいておりますので、家賃だけが入って駐車料金を滞納するってことは無いと考えております。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） それは今までもそういうふうな格好で納付書を出して同じく納付

をされとったということでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 川上課長。

○住民課長（川上 良文君） はい、そうです。合わせてお支払いいただいております。

○議長（上原 二郎君） 阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 例えば、家賃5万円に駐車場料金3,000円ということは、53,000円の納付書なんですか。それとも50,000円と3,000円の納付書でしょうか。

○議長（上原 二郎君） 川上課長。

○住民課長（川上 良文君） 納付書といたしましては別々に請求をさせていただいております。

○議長（上原 二郎君） 阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） ということは、当然、家賃だけ払って駐車場代は払わないというかたが現れても不思議はないですわね。

○議長（上原 二郎君） 川上課長。

○住民課長（川上 良文君） そういう方もいらっしゃるかもわかりませんが、そこは想定はしていません。

○議長（上原 二郎君） 阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 条例を削除されてしまうとそのことの対応が出来ないような格好になるとは思いますけども、納付書を53,000円とかいうのを一本であれば、その問題が解決すると思いますけども、そこら辺は対応されませんか。

○議長（上原 二郎君） 川上課長。

○住民課長（川上 良文君） 今回、駐車場の所の条例を削除いたしましたのは、第12条、第13条にもお示ししておりますけども、家賃等という形にさせていただきまして、一緒に文言をまとめましてということでございまして、この項目が削除しても特に支障はないというふうに思っております。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。

課長、削除しても実際の納付は、別々の納付書があって納付するんですか。それとも一括の納付書でやるんですか。ちょっとその辺が分かりにくい。

○住民課長（川上 良文君） 納付につきましては、別々になるとは思いますけど、家賃等ということで、言葉としてまとめておりますので、家賃と同じ考え方で運用できるというふうに考えております。例えば、36条削除いたしましたけども、36条の部分につきましても、家賃と同じ考

えで使用料を3カ月以上滞納したときとかというふうな項目を付けておりましたが、これを家賃と同じ考え方で対応できると考えております。

○議長（上原 二郎君） 阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 36条なんか見ますと、滞納以外にも駐車場の管理関係のことも条例上書いてありますけども、そこら辺の対応は先程の12条ですか。家賃等という形で13条ですか。家賃等の納付についての条例の対応は出来るという判断でしょうか。

○議長（上原 二郎君） 川上課長。

○住民課長（川上 良文君） はい、その通りでございます。

○議長（上原 二郎君） よろしいでしょうか。他に質疑ありますか。

ないので質疑を終結します。

続いて、日程第13、議案第15号、江府町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について。議案第15号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第14、議案第16号、江府町ふるさと応援基金条例の一部改正について。議案第16号の質疑を行います。

森田議員。

○議員（1番 森田 哲也君） この条例自体にはどうこうないんですが、よく聞く話で前も言ったかもしれませんが、寄附者に対してはやっぱりこんなことに使いましたよというようなことを写真に撮ってとか、動画に撮って送ってあげるっていうことは納税者に対して、非常に喜んでいただけたというようなこともありました。自分は、今まではこれに使ってもらいたいんだと思って寄附された方が、今度は何に使われるか分からないという状態で寄附していただきますので、今後はより一層、どういったことに使ったんだというふうな寄附者に分かるような情報提供を心掛けていただきたいというふうに思います。

○議長（上原 二郎君） 答弁は。

町長。

○町長（白石 祐治君） おっしゃる通りで、やはり寄附された方には、それなりの思いがあります。個別になかなかお知らせするっていうのは難しいですので、例えば、ホームページですとか、そういったところで使い道をお示しするということはしたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 他に質疑がありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 15、議案第 17号、江府町特別会計設置条例の一部改正について。

議案第 17号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 16、議案第 18号、江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について。

議案第 18号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 17、議案第 19号、江府町特定環境保全公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 19号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 18、議案第 20号、江府町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 20号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第 19、議案第 21号、江府町林業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 21号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第 20、議案第 22号、江府町立中学校等設置条例の全部改正について。

議案第 22号の質疑を行います。

川端登志一議員。

○議員（2番 川端登志一君） 22号で、奥大山江府学園の概要というものを資料としていただ

いております。2点お伺いをいたします。5の特徴的な取り組みの中で、ふるさと教育に軸足をというようにございます。重箱の隅を突いたようなことになるといけませんので、細かいことは含めませんが、昨年、町内の事務調査の折に小学校を見させていただきまして、若干、気になった事柄がございました。それに関して、ふるさとを教育するという軸足を置くという文言がございしますが、是非ともこういうことが言葉だけにならないようにしていただきたいということが1点。それから、もう1点は、校章が、マークが、素晴らしいのが出来ておりますが、伺いますと非常に沢山の応募があったというふうに聞いております。その1点1点にはそれぞれ皆さんの思いがこもっているというふうに思います。もし、機会があれば、こういうことを一堂に集めて展示をするということをする考えはございませんか。

○議長（上原 二郎君） 答弁は。

景山課長。

○学事担当課長（景山 敬文君） まず、ふるさと教育に軸足を置いた特設の教科ということですが、この度、義務教育学校がスタートするにあたり、今までにない小中では作っていない教科ということで、仮称として今、ふるさと魅力発信科というふうな名前を付けておりますが、そういった科を作って1年生から9年生までがふるさとについて学ぶというふうなそういった教育課程を組む予定にしております。その中で、先程議員がおっしゃったように形だけにならないようにしっかりと実のあるものにしていくということで、今、考えておるところです。なお、校章につきましては、現在のところ提案をいただきましたけれども、そういった予定は今はありません。以上です。

○議長（上原 二郎君） よろしいでしょうか。

他に質疑があれば。

教育長。

○教育長（富田 敦司君） 失礼いたします。ふるさと教育のほうに軸足を置いた特設の教科を設定するということがございますが、前から、新しい学校のイメージ図をお示しましたように、まず、一番は人権教育だと思っております。子どもたちがしっかり仲間づくりをした上で、全ての教育活動は成り立っているということを、常々、教育委員会は思っておりますので人権教育の上に立ってふるさと教育を軸足に置いた特設の教科を設定するというふうにご理解いただけたらと思っております。それから、義務教育学校の設置の条例なんですけど、1年前でちょっと早いというふうに思われる議員の皆さんもいらっしゃるかもしれないんですが、教育委員会の思いとしては、2年間3年間10名の議員さん方といろいろ話し合いをして今日までやってまい

りました。議員の皆様方に置かれましては、視察にも行っていただいているいろいろ教育委員会のほうにも教えていただいたところです。6月の改選を前にこの10名の議員の皆様でいろいろ議論をしてきたものですから、是非、この10名の皆様で判断をいただきたいということで、この度、議案を提出させていただいたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） よろしいでしょうか。教育長の思いが今、語られましたけれども。

よろしいですか。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） ひとつお願いなんですけど、皆さん、議員さんもそうですが、幼い頃、川に行ってお遊んだり、山に行ってお木を組んで小屋を作ってみたりとかってということで、非常に自然に親しんで大きくなってきております。そういうふうなことが最近っていいですか、長い間目に見えておりません。私が思うふるさと教育っていうのは、今、やられとることも十分いいと思いますけども、出来ればせっきの日野川があって日野川校舎もあって、ブナの森校舎もあってということになりますと、それなりの自然と親しむ環境というのは揃っておりますので、そういうふうなところを踏まえて何かもう少し自然に寄り添ったような、日野川で川に出て魚とって焼いて食べるとか、山に行ってお小屋をかけて遊んでみるとか、そういうふうな自然にマッチしたような方法も一つ、どうにか取り組んでやっていただければと思ったりしておりますので、私の希望ですがよろしくお願いしたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 答弁いきますか。いいですか。

川端登志一議員。

○議員（2番 川端登志一君） 阿部議員が発言されましたので、先程言いかけていたのが、実はそのところでございます。フィールドに出てということでございましたが、昨年、事務調査で教室をのぞきましたときに、ふるさと調べということで先生と子ども達がやり取りをしておりました。そのときに、日野川の中にどんな魚がおるかとか、こういうことを論をして意見交換していただんですけども、子どもたちから出た魚の種類に対して先生がそういうのもいるらしいと、実際、先生は、私は見たことも触ったこともないけどいるんだねというような会話がございまして、聞いていまして、ちょっと心配になったところでございます。どうか、教える立場の先生もふるさとを教育あるいは、今、言った江府町のいいところを子どもと一緒に教えていくには、まず、先生がこの江府町の特徴あることをしっかりと学んで、そして、子どもたちと教育の場に臨んでいただきたいということがあります。ただ、今度は、教科の専門性を持った先生、教科担任制を推進していくということがございますので、その辺のことは解消をしていくんではないかなと思

いますが、それにしても最低限の町の特徴的なところは皆で共有していただいて、子どもたちとふるさと教育を実践していただきたい。そのことが私も言いたかったところでございます。

○議長（上原 二郎君） どうでしょうか答弁は。

○議員（2番 川端登志一君） よろしいです。

○議長（上原 二郎君） そういう教育に対するそれぞれの議員さんの思いがあるということだけ受け取ってください。

時間が来ましたが、24号までいきたいと思いますので。

そうしますと、22号は質疑を終結します。

続いて、日程第21、議案第23号、江府町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例の制定について。

議案第23号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第22、議案第24号、江府町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例の制定について。

議案第24号の質疑を行います。

空場議員。

○議員（4番 空場 語君） 質問でも申し上げることがあるかもしれませんが。出勤に対しての部分で年間の報酬を貰っておられます。出勤に対しては2,000円程度。1回の出勤でこうだというのがあって、今、消防団員のなり手がない中、そこら辺の出勤のところとか、そういうところの改定の部分が、もし考えられれば教えていただきたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 今日の日程のこの議案っていうのは、いわゆる県の事務的な変更ということですので、その点のことについては、予算委員会がありますので、その中で、消防関係のところでしたらしっかりもんでいただければと思います。

24号の質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

それでは、暫時休憩をして、再開は13時でよろしいでしょうか。

結構時間がかかるようです。13時から再開したいと思います。

午後0時03分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

日程第 2 3 議案第 2 5 号

○議長（上原 二郎君） それでは、午後の部を再開いたします。

続いて、日程第 2 3、議案第 2 5 号、江府町道の駅に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、川端雄勇君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩します。

午後 1 時 0 0 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（上原 二郎君） 再開します。

所管課長より、議案の提案理由説明を求めます。

末次課長。

○農林産業課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案綴りのほうをご覧くださいと思います。

議案第 2 5 号、江府町道の駅に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。1 枚おはぐりください。本案は、江府町道の駅について、株式会社奥大山ドリームを指定管理者として指定するものでございます。4 番に期間を示しておりますが、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 4 年間としております。地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 議案第 2 5 号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 2 分休憩

午後 1 時 0 2 分再開

日程第 2 4 議案第 2 6 号

○議長（上原 二郎君） 再開します。

続いて、日程第 2 4、議案第 2 6 号、診療費等に係る権利の放棄についてを議題といたします。
所管課長より、議案の提案理由説明を求めます。

生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。議案第 2 6 号、診療費等に係る権利の放棄についてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。本案は、徴収不能となりました江尾診療所の診療費等に係る権利を放棄することについて議会の議決を得たく、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により提案いたすものです。次のページをご覧ください。1 番として、放棄する権利、診療費等です。こちらの内訳につきましては、次のページに未収額等を上げておりますので、後程ご覧にいただければと思います。診療報酬一部負担金それから肺炎球菌ワクチンの接種料でございます。2 番、放棄する債権額等、件数は 2 件で債権額は 1 2, 2 7 0 円です。放棄の理由です、日頃から未収金の発生防止や早期回収に取り組み、収入未済の縮減に努めておりますが、今回のケースは、本人の死亡により、相続人に対して文書や電話で、再三督促を行ってきたものの応答することなく、連絡が取れなくなり、令和 2 年 1 0 月に時効が成立いたしました。この状況を鑑み、地方自治法の規定に基づいて権利を放棄し不能欠損とするものです。放棄の時期は、議決いただいた日となります。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

議案第 2 6 号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

日程第 2 5 議案第 2 7 号 から 日程第 4 8 議案第 5 0 号

○議長（上原 二郎君） 議案第 2 7 号から議案第 4 0 号については、後日、予算特別委員会構成のもとに、当委員会に付託審査の予定になっておりますので、詳細説明は省略します。日程第 3 9、議案第 4 1 号、令和 2 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 1 0 号）から、日程第 4 8、議案第 5 0 号、令和 2 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 2 号）まで、以上、1 0 議案を一括議題とします。所管課長より議案の提案理由説明を求めます。

松原課長。

○企画財政担当課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第41号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。議案書のほうと本会議資料9ページから25ページが一般会計補正予算の説明資料でございますので、併せてご覧いただければと思います。本会議資料の9ページと10ページには、今回の補正で概ね100万円以上の事業費の増減があったものと、10ページの後段には新型コロナウイルス対策事業分としてまとめております。11ページから25ページまでは、今回の補正予算に計上しました、主な事業の予算説明資料となります。それでは説明させていただきます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,038万円減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億546万6,000円とするものでございます。今回の主な歳出補正の内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に伴うもの約880万円の増。除雪経費5,900万円の増。道路維持費の道路修繕工事、橋梁補修等に伴うもの1,360万円増のほか、今年度事業の決算見込みに伴います予算の増減が主なものでございます。まず、歳入の主なものを説明させていただきます。本会議資料の9ページ目をご覧ください。款・法人事業税交付金、項・法人事業税交付金360万3,000円の増額です。こちらにつきましては、地方法人特別税譲与税制度の廃止に伴いまして、市町村分の法人住民税、法人税割の減収分の補てん措置としまして法人事業税の一部を県から市町村に交付する制度が新たに創設されたものでございます。今年度の交付率は100分の3.4でこの額をいただいております。次に、款105. 町債、項5. 町債、減収補てん債350万円の増額でございます。こちらにつきましては、従来、地方消費税の減収分につきましては、減収補てん制度の対象外でありましたが、新型コロナウイルス対策の一環といたしまして今年度から新たに認められまして、たばこ税の減収分、地方揮発油譲与税の減収分、地方消費税の減収分、合わせまして350万円減収補てん債として借入れをするものでございます。こちらのほうは、全て建設事業に充てることになっておりまして、江府町新庁舎建設事業に充当しております。この他、事業費の実績見込みに伴う増減の財源の調整、歳入の決算見込みに伴う増減が主なものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明させていただきます。本会議資料の11ページ目をおはぐりいただければと思います。主なもののみ簡単に説明させていただければと思います。まず、総務費、総務管理費、情報処理費でございます。こちらのほうは、職員用PCを追加購入するものでございます。25万円のを5台追加を計上させていただいております。次に、12ページの新庁舎建設事業でございます。こちらに伴いましては、新庁舎建設事業がほぼ完了しておりますことに伴いまして、不要減と財源の調整でございます。先程、申し上げました減収補てん債を35

0万、こちらのほうに充当させていただいております。最終的に今年度の執行見込みが、こちらの補正後の予算額7億348万5,000円、こちらのほうに減額しております。おはぐりいただきまして、13ページ目をご覧ください。同じく総務管理費の新庁舎建設事業でございます。こちらのほうも移転事業に伴います実績が出ましたので減額補正326万9,000円の減額をさせていただいております。そのほか、一部書類の償却等で41万ほど追加補正させていただいております。次に、14ページ目をご覧ください。民生費、社会福祉費、障がい者福祉費でございます。こちらにつきましては、扶助費の身体知的障がい者更生事業医療費の部分につきまして、111万6,000円増額となっております。そのほかは、償還金利子及び割引料、額の確定に伴う過年度分の精算を国庫に返すものでございまして、合わせまして429万8,000円の補正としております。おはぐりいただきまして、15ページ目をご覧ください。農林水産業費、林業費、林業総務費でございます。こちらの町有林間伐事業につきましては、1,000万円の減としております。こちらに記載していますとおり、本来、三平町公造林地を間伐する予定でございましたが、要件に達していない部分があるということが判明したことで、現在、木材価格が下落しておりますので、今年度伐採して処分するのは、あまり得策ではないという判断から減額、執行を見送ったというものでございます。それぞれ、財源のほうもそれに併せまして減額補正させていただいております。16ページ目をご覧ください。土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務費でございます。こちらにつきましては、単県急傾斜地崩壊対策事業の負担金、こちらのほうが減額となっております。435万3,000円でございます。内訳は、ここに記載しておりますとおり、江尾2地区、小江尾2地区でございます。おはぐりいただきまして、17ページ目をご覧ください。同じく道路維持費でございます。こちらにつきましては、それぞれ緊急に要した道路維持に要したもので、既に、予算したものでございますが緊急対応したものでございます。それぞれ内訳につきましては、町道維持1工区から4工区、その他、需用費等必要に応じて増減させていただいております。合わせまして360万円の増額補正でございます。続きまして、18ページ目をご覧ください。土木費、道路橋梁費、道路維持費でございます。こちらにつきましては、除雪委託料の増額補正でございます。4,060万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、今年度の実績見込みを想定しまして、今回補正で計上させていただいているものでございます。その他、タイヤチェーンなど、必要な消耗品を107万7,000円ほど計上させていただいております。おはぐりいただきまして、19ページ目をご覧ください。県道維持連携共同事業でございます。こちらにつきましては、全額県からの委託金で賄っているものでございますが、主には先程申し上げました除雪の委託部分、それから県道維持の委託部分、こちらの明細に

記載しておりますとおり実績が出ておりますので実績に基づきまして委託金も増額補正させていただいております。補正額は、2,397万6,000円でございます。続いて、20ページ目をご覧ください。土木費、道路橋梁費、道路維持費でございます。橋梁補修事業でございます。こちらにつきましては、交付金、社会資本整備総合交付金の追加分をいただけることになりました。こちらに伴いまして所定のを委託費、橋梁補修測量設計委託料、こちらを2橋から8橋に変更、予算額も1,792万円に増額をさせていただいております。それから、工事請負費は、2橋から8橋に増やしておりますが、予算的には2,300万円の減額、合わせまして、差引392万円の増額補正でございます。おはぐりいただきまして、21ページ目をご覧ください。こちらのほうも土木費同じで災害防除事業でございます。こちらにつきましては、予算の組み替えでございます。予算の増減はございません。委託料といたしまして、ここに掲げております測量設計に伴うものを工事費と予算を組み替えたものでございます。22ページ目をご覧ください。役場前線道路新設工事でございます。こちらにつきましては、この新庁舎前の町道部分でございますが、事業完了に伴いまして、その事業の実績に併せまして減額するものでございます。452万円の減額補正でございます。次に、おはぐりいただきまして、23ページ目をご覧ください。衛生費、保健衛生費、予防費、予防接種事業でございます。こちらからが新型コロナウイルス対策事業の主なものでございます。こちらの予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る費用、全額国庫補助でございますが、こちらに伴う事業経費それぞれ印刷製本費から委託料、備品購入費まで予算を計上させていただいているものでございます。補正額は、698万6,000円でございます。全額国庫補助金となっております。次に、24ページ目をご覧ください。商工費、商工費、地域商工対策事業費、新型コロナ部分でございます。今回の補正につきましては、まず、江府町観光事業者復興支援金交付事業を新たに設けるものでございます。こちらは、GoToトラベルキャンペーンの一時停止と感染拡大の発令されました緊急事態宣言を受けまして、営業収入が減少した江府町内にあります、宿泊、飲食、旅行者に対しまして、令和2年12月と本年1月の営業収入を前年度月と比較しまして、減少した収入額の中小企業者は50%、小規模事業者は75%支援金として上限100万円としまして、新たに交付するものでございます。予算書としましては、1件あたり30万円と想定しまして、13事業者を想定しておりまして、390万円の増額補正としております。もうひとつ目は、江府町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金交付事業でございます。こちらにつきましては、国の持続化給付金の対象事業にならない、概ね減収が15%から50%未満の事業者を想定して町が補助するものでございますが、こちらを当初は5件の50万円を想定して予算計上しておりましたが、

更に申請が見込まれるため、今回、増額補正させていただくものでございます。5件から12件、現在見込まれておりました合わせて600万円。補正前と比較しまして350万円の増額補正をさせていただいております。もう1点は減額ですが、江府町持続化給付金立替事業貸付金でございます。こちらにつきましては、持続化給付金、国の給付金が貰えるまでの間、一時的になかなかスピーディーに貰えないことがありますので、町が代わりにこの間貸し付けるものでございましたが、実績見込みが無いため600万円減額補正させていただいております。おはぐりいただきまして、25ページ目をご覧ください。諸支出金、基金費、新型コロナウイルス感染症対策資金補助事業基金費、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助事業基金費でございます。こちらにつきましては、先程の条例案で基金条例を提案させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業の一つとしまして新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助事業を国県が実施しております。これにつきましては、令和3年度以降も事業を継続する意味であるため臨時交付金の対象事業といたしまして、この利子補助事業を今年度も実施するため、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を原資として基金に積み立てるものでございます。予算額としましては、今回500万円基金に積み立てさせていただきまして、令和2年度末にこの予算が議決されましたら積み立てさせていただきまして6年度末まで運用する予定でございます。こちらにつきましても全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。歳出については、主なものは以上でございます。次に、予算書のほうの5ページ目をご覧ください。第2表、繰越明許費についてご説明いたします。繰越事業といたしましては、ここに掲げております9事業、2億6,561万円を繰越するものでございます。主なものは、行政IT化システム導入事業1,278万2,000円でございます。繰越利用としましては、就業管理システムなど江府町独自の開発に時間を要したため。電子会議システムの導入466万4,000円につきましてもLWAN回線やインターネット回線との調整を再構築する必要がありまして繰越させていただくものでございます。次の水加工施設整備事業6,379万円でございます。繰越理由は、現地の施設機や埋設物の撤去などにより工事が中断しまして、年度内の工事の完成が困難になったためのものでございます。続きまして、国民保健特別会計繰出金、江尾診療所改修事業2,823万7,000円でございます。こちらにつきましては、後程、特別会計のほうでもご説明があらうかと思いますが、工事に時間を要したため、1カ月程度延長する必要があるため、繰り越させていただくものでございます。次に、予防接種事業、新型コロナワクチン接種事業644万5,000円でございます。こちらにつきましては、元々、国からの指示もありまして、令和3年度に繰り越すことを基本とした取扱いとなっているため、

このような所定のものにさせていただいております。簡易水道事業補助金、給水車導入事業1, 720万円でございます。こちらにつきましては、給水車の発注にあたり使用の検討に相当数時間がかかったため、年度内での導入が困難となったため繰り越させていただくものでございます。御机木谷水路改修工事1, 933万7, 000円でございます。繰越理由としましては、工事発注後施工区間の法面部より湧水が発生し、その確認及び処理に対して設計変更が必要となったことと、設計変更についても、当然、地元協議が必要となりまして年度内完成が困難になったためでございます。ナラ枯れ秋期防除委託事業400万円でございます。こちらにつきましては、協議会の方針に基づき鍵掛峠から鏡ヶ成間の県道沿線の被害木を対象に事業を実施する計画でしたが、降雪により県道の一部が冬期封鎖されたことと、今回は降雪量が多くございまして、1mを超えたため伐採木の搬出や根株シートの施工が出来なくなったため繰り越させていただくものでございます。道路メンテナンス事業3, 570万円でございます。こちらにつきましては、橋梁補修事業3, 524万円の橋梁修繕工事施工に伴い発生します迂回路問題について地元との調整に不足の日数を要したためでございます。その他、定期点検、橋梁事業につきましても設計変更等が伴いまして日数を要したためでございます。最後に、災害防除事業7, 811万9, 000円でございます。こちらにつきましては、江尾久連大谷線、佐川柿原西成線、こちらにつきましては、用地交渉に伴う境界問題により用地の取得に時間がかかったため工事が遅延したものでございます。その他、宮市杉谷線につきましては、保安林解除の協議などに不足の日数を要したため繰り越させていただくものでございます。おはぐりいただきまして、6ページ目をご覧ください。第3表、債務負担行為補正についてご説明させていただきます。債務負担行為の廃止につきましては2件。江府町地域振興株式会社、スキーリフト建設事業に対する損失補償、令和2年度から令和3年度まで2, 076万5, 000円と、地域おこし協力隊訴訟に係る弁護士委任契約、損害賠償額を根拠として定める額に準じて協議の上、決定する報酬の額、この2つでございます。また、債務負担行為の追加につきましては2件でございます。町道下安井舟場線道路改良工事、令和3年度から令和7年度まで4億5, 643万円と江府町地域振興株式会社のスキーリフト建設事業に対する損失補償といたしまして、これが最後になりますが、令和3年度1, 046万8, 000円を債務負担行為させていただくものです。次に、第4表、地方債補正についてご説明いたします。補正予算書の7ページ、次のページをご覧ください。緊急防災・減災事業につきましては、限度額1億5, 510万円から1億5, 520万円、10万円の増でございます。こちらにつきましては、防災無線施設整備事業の増に伴うものでございます。次に、公共施設等適正管理推進事業、限度額4億530万円から3億9, 490万円へ1,

040万円の減額でございます。こちらにつきましては、新庁舎建設事業費の減に伴うものでございます。次に、緊急自然災害防止対策事業限度額440万円から40万円へ400万円の減額でございます。こちらは、単県急傾斜崩壊対策事業の減に伴うものでございます。先程、歳出で説明しました本会議資料16ページに記載しております道路橋梁総務費の事業でございます。次に、辺地対策事業限度額8,000万から5,620万円へ2,380万円の減でございます。こちらは、水加工施設設備改良事業導水管の事業費の減額に伴うものでございます。次に、過疎対策事業限度額2億7,220万円から2億3,940万円へ3,280万円の減額です。こちらは、新庁舎建設事業の内、過疎債が該当になります、この多目的室、集会所機能のほか20事業の実績見込みに伴います減でございます。次に、減収補てん債限度額350万円でございます。こちらは、新たに追加するものでございます。これは、先程、歳入で説明しました起債であります。また、補正をされなかった額は、7,905万6,000円でございます。なお、利率償還の方法について変更はありませんが、減収補てん債については、この度追加しましたので、こちらの補正後のほうに記載しております。合わせまして地方債の限度額9億9,605万6,000円から9億2,865万6,000円へ6,740万円減とするものでございます。以上により、補正予算を編成しております。地方自治法第96条第1項第2項の規定により議会の議決を得たく提案いたしますものでございます。ご審議ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 続いて、第42号。国民健康保険特別会計です。

生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 42号から45号まででもいいですか。

○議長（上原 二郎君） まとめてください。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。議案第42号から、第45号までについて説明をいたします。いずれも年度末実績を見込んで補正予算を計上したものでございます。まず、議案第42号ですが、本会議資料の26ページと議案書をご覧ください。令和2年度国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）の概要です。本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ640万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,549万6,000円とするものです。まず、歳入ですが、国庫支出金、国庫補助金、こちらについては、システム整備の補助金の受け入れの場所を変更するものですので補正額はありません。県支出金、県補助金は、特別調整交付金こちらのほうは、へき地診療所分の交付金の額が確定したことによるもので640万円の増でございます。繰入金、一般会計繰入金99万2,000円の増。基金繰入金99万2,000円の減ですが、こちらについては、基盤安定制度の繰入金が確定したことによるものです。続きま

して、歳出です。諸支出金、繰出金640万円の増。こちらについては、先程、入ってきました県の補助金の特別調整交付金を施設勘定へ移行するものです。42号は以上です。

続いて、議案第43号です。本会議資料の27ページと議案書のほうをご覧ください。議案第43号、令和2年度国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第5号）の概要です。失礼しました、ここの表題のところを令和3年度としておりましたので修正お願いします。まず、歳入ですが、いずれも実績を見込んで計上しております。診療報酬、外来収入で503万4,000円の減です。こちらのほうは、国保それから後期高齢者分、一部負担金ともいずれも減額の見込みを立てております。繰入金、繰入金ですが916万。一般会計繰入金、これは、法定繰入の調整です。そして640万円、へき地診療所運営費歯科分ということで、先程、事業勘定のほうから支出したものをこちらのほうに計上しております。財政調整基金繰入金1,053万6,000円の減です。こちらのほうは、法定繰入の調整により行うものです。続きまして、歳出です。総務費、施設管理費72万1,000円の減。こちらのほうは、職員の一般管理費、人件費計と工事請負費、消耗品等の調整をしたものです。続いて、医業費、医業費71万1,000円の増です。こちらは、そこに書いてありますが、医療機器の修繕を行いました。内視鏡ビデオスコープです。修繕料42万3,000円です。次に、手数料28万8,000円の増。こちらは、廃棄物の処分費それから血液検査の手数料が上がっております。地区診療所費、事業費、こちらは補正額はゼロです。すみません、委託料84。医療機器、使用料減額84です。修正お願いします。委託料の8万4,000円の増ですが、こちらについては、医師の勤務時間の関係で委託料が若干伸びております。医療機器使用料を減額して調整しております。補正前2億7,094万9,000円、補正額が1万円の減額、補正後の予算額が2億7,093万9,000円とするものです。繰越明許費についてご説明申し上げます。議案書のほうの3ページをご覧ください。先程、一般会計からの繰出しのほうで説明がありましたけれども、総務費、施設整備費、江尾診療所改修事業ということで2,823万7,000円を令和3年度に繰り越すものです。繰越理由といたしましては、休日等を使ってやっております関係もありますが、床のはつり工事が想定以上に工期を要したために1カ月程度工期を延長いたすものです。出来るだけご迷惑をかけないように早期の完成に努めてまいりたいと思います。議案第43号は以上です。

議案第44号、本会議資料の28ページをご覧ください。令和2年度、介護保険特別会計（保健事業勘定）補正予算（第5号）の概要でございます。補正前の額6億4,523万6,000円。補正額が1,066万1,000円の増額です。補正後の額6億5,589万7,000円とするものです。いずれも実績を見込んで計上しております。まず、歳入ですが、保険料、介護

保険料150万円の増。支払基金交付金380万9,000円の増。国庫支出金の国庫負担金が269万2,000円の減。国庫補助金が273万2,000円の増。県支出金、県負担金313万7,000円の増。県補助金2万円の増。繰入金、一般会計繰入金215万5,000円の増でございます。こちらについては、途中で変更申請等行っておりますので、若干、歳出と違って入ってきておりますけれども、最終的には、精算をして返還をするような形になろうかと思っております。次に、歳出です。総務費、総務管理費28万6,000円の減。こちらは、新型コロナウイルスの関係で職員の出張、それから研修等が減りましたので負担金等を減額しております。介護認定審査会費43万9,000円の減。保険給付費、介護保険サービス等諸費100万円の減。介護予防サービス等諸費230万円の増。その他諸費、審査支払手数料1万円の増です。特定入所者介護サービス等費200万円の減。高額医療合算介護サービス費50万円の減。高額医療合算介護予防サービス費9万7,000円の減。こちらは、いずれも実績を見込んで計算するものです。全体的に先程も申し上げましたけれども、施設入所費のほうが増高しております。次に、地域支援事業費です。包括的支援等事業費45万円の減。介護予防・生活支援サービス費220万円の減。一般介護予防事業費4,000円の増です。こちらは、グループ活動としておりますが、今年、いどばたグループが何グループか増えて活動を活発にしておられます。この関係で若干4,000円ですけれども補正をしております。予備費を1,531万9,000円増額して調整いたしましたものです。議案第44号につきましては、以上です。

最後に、議案第45号、令和2年度介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）の概要です。本会議資料29ページ、最後のページと議案書のほうをご覧ください。まず、歳入です。繰入金、一般会計繰入金14万6,000円の増。町債、町債340万円の減。こちらが工事等の起債額の確定によるものです。歳出、施設整備費、施設整備費325万4,000円の減。内訳として工事請負費313万9,000円。それから備品購入費11万5,000円の減です。いずれも、工事それから備品購入が終了したことによる確定の額です。地方債の補正について説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。第2表、地方債の補正です。先程の工事関係備品購入関係のものですが、介護サービス事業債1,090万を930万円に減額。過疎対策事業債1,090万円を910万円に減額です。合計いたしまして、補正前の額2,180万円、補正後の額1,840万円です。340万円の減で地方債の補正をしております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 続いて、第46号。

末次課長。

○農林産業課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第46号のご説明をさせていただきます。議案綴りのほうでご説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。令和2年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ401万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,508万円とするものでございます。1枚おはぐりください。歳入についてご説明させていただきます。款. 繰入金、項. 繰入金でございます。補正額マイナスの401万円でございますが、一般会計からの繰入金でございます。続きまして、歳出でございます。もう1枚おはぐりください。2ページでございます。款. 索道管理費、項. 索道管理費でございます。401万円の減額補正でございます。いずれも実績見込みに基づく減額補正でございますが、燃料費、光熱費、使用料、賃借料等それから営業を行っていなかった関係で、消費税といったものを収める必要がございませんでした。そういった関係での総額での401万円の減額補正となっております。詳細につきましては、3ページ以降の事項別明細のほうでご確認いただければと思います。

続きまして、議案第47号のほうに移らせていただきます。同じく議案綴りのほうでご覧いただければと思います。令和2年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ354万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144万円とするものでございます。1枚おはぐりください。歳入についてご説明を申し上げます。款. 財産収入、項. 財産運用収入1万円の減でございます。こちらは、米沢財産区の基金のほうの利息を実績で上げさせているものでございます。続きまして、款. 諸収入、項. 諸収入352万4,000円の減でございます。こちらにつきましては、笠良原それから瓜菜沢に岡野農場さんが農地を借りられて大根を作っておられましたが、この撤退に伴いまして賃借料がいただけない形になっております。それに伴いまして、減額補正をさせていただいているものでございます。続きまして、歳出でございます。1枚おはぐりください。款. 財産区管理会費、項. 事業費の分でございます。312万8,000円の減額でございます。こちらにつきましては、先程、歳入でご説明しました使用権付与地に係る補償費等、先程、岡野農場さんに係る歳入の減額に伴いまして、歳出のほうも減額させていただいているものでございます。続きまして、款. 予備費、項. 予備費でございますが、こちらにつきましては、40万6,000円の減額でございます。これも、実績に合わせて調整をさせていただいたものでございます。以下、詳細につきましては、次ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書のほうでご確認いただけたらと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 続いて、第48号。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。議案第48号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ97万6,000円といたすものでございます。議案書のほう1枚おはぐりください。歳入につきましては、負担金33万円の増でございます。審査対象の案件が1件ございまして、その審査会、計6回開かれております。その審査委員等に係ります委員の報償費に係る負担金となっております。審査委員につきましては5名いらっしゃいまして、弁護士さん、大学教授等のメンバーで構成されております。もう1枚おはぐりください。2ページ目ですけども、歳出補正額が33万円となっております。歳入と同額、先程も申しました審査会の開会の費用というふうになっております。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 続いて、第49号。

小林課長。

○建設課長（小林 健治君） 失礼いたします。議案綴りをご覧ください。議案第49号、令和2年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案は、収益的収支につきましては、水道事業収益201万3,000円を増額。また、水道事業費用669万6,000円を増額し、補正後の予算額をそれぞれ水道事業収益7,158万5,000円。水道事業費用1億1,210万7,000円といたすものであります。また、資本的収支につきましては、資本的収入1,268万3,000円を減額。また、資本的支出1,538万1,000円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入1億4,061万6,000円、資本的支出1億5,744万3,000円といたすものであります。補正をいたします主な内容は、寒波によります修繕箇所を増額、深山口地区の取水設備事業の減。事業実施の精査によるものでございます。特に深山口地区の新たな水源につきましては、現在も交渉中でございます。令和元年度の井戸を再利用できないか。経過観察をしていましたが、以前より用集が無くなりましたので、12月に井戸を巡回いたしまして、地元立会の元で水質調査の再調査を行いました。やはり、水質基準は適合いたしませんでした。変わってはおりませんでした。今後につきましては、そのほかの課題整理がございまして、そういった課題整理も並行して進めながら別のエリアの作成等の交渉を継続して行いたいと考えております。詳細は、新年度予算等でご説明したいと思います。1枚おはぐりください。第5条の企業債を深山口水源調査の減額に伴いまして、限度額のほうを

合計いたしまして、7,830万円に改めています。また、第6条の職員給与費を1,353万7,000円に改めております。第7条、他会計からの補助金2,678万4,000円に改めております。以下、予算に関する説明書、参考資料等を提出していますのでご覧いただきますようお願いをいたします。

続きまして、議案第50号、令和2年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。本案は、収益的収支につきましては、下水道事業収益388万2,000円を増額、また、下水道事業費用337万5,000円を増額し、補正後の予算額をそれぞれ下水道事業収益1億7,424万9,000円、下水道事業費用1億9,613万円といたすものであります。また、資本的収支につきましては、資本的収入263万1,000円を増額、また、資本的支出は、329万8,000円を減額いたしまして、補正後の予算額をそれぞれ1億2,712万4,000円。資本的支出のほうは、1億6,009万円といたすものでございます。補正をいたします主な内容は、資産の取得によります減価償却費の増額、あとは、事業実施の精査によるものでございます。1枚おはぐりください。第5条の企業債の限度額を6,570万円に改めています。また、第6条の職員給与費を968万4,000円に、第7条の他会計からの補助金を7,077万2,000円に改めております。説明は以上です。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

これから議案等に対する質疑を行います。

続いて、日程第39、議案第41号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第10号）。

議案第41号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

一般会計、令和2年の補正予算。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 繰越になっていますけども、農林産業費で御机の木谷の改修工事事業関係は、今のところ進展状況を教えていただければと思いますが。

○議長（上原 二郎君） 分かりましたか。

小林課長。

○建設課長（小林 健治君） 御机木谷水路改修事業繰越事業についてご説明をいたします。現在、全体450m水路改修がございます。800の径の波状管を埋設する工事でございます。現在、300mまでは発注をいたしております。令和2年度につきましては、150m発注が済みしておりますけども、その分の繰越し及び、あと100m分が今度追加配分されまして、その追加

配分を合わせまして計250mですけどもこれを繰越しの延長としております。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。

ほかに何かあれば、よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第40、議案第42号、令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

議案第42号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第41、議案第43号、令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）。

議案第43号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第42、議案第44号、令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）。

議案第44号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第43、議案第45号、令和2年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）。

議案第45号の質疑を行います。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） この補正予算とは直接は関係ございませんけども、先般の臨時議会のときに提案されて可決してありますけども、修繕料とされておりました関係のことをもう一度、再度確認したいと思いますけど、畳を表替えされるということでしたが、指定管理の契約上60万円ということが書いてあると思いますけども、その60万円とそういうふうな修繕料関係のどのような取り決めの考えがあるかお聞きしたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 町長。

○町長（白石 祐治君） 議案に関係ない質疑はいいんですか。

○議長（上原 二郎君） 阿部議員、今回の議案の中には関係ないですので、来年度の予算審議のときに担当課いますので、この間のいわゆる補正予算、1月にやられた、あれの審議をもう一度聞きなければそのときに。今回の45号については、全然関係ないですのでお願いします。いいですか。

他に質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第44、議案第46号、令和2年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第46号の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第45、議案第47号、令和2年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第2号）。

議案第47号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第46、議案第48号、令和2年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第1号）。

議案第48号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第47、議案第49号、令和2年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

議案第49号の質疑を行います。よろしいでしょうか。予算の審議の中でまた深山口等の説明は詳しくするということでしたのでよろしくお願いします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第48、議案第50号、令和2年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）。

議案第50号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続きまして、これより、日程第4、議案第6号、江府町監査委員の選任についてと日程第6、議案第8号、江府町課室設置条例の一部改正について、及び、日程第39、議案第41号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第10号）以上3件を議題とし、本案の審議を先議いたします。討論、採決の進行は1議案ごとに処理進行いたします。

日程第4、議案第6号、江府町監査委員の選任について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第6号、本案は原案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上原 二郎君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第6、議案第8号、江府町課室設置条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第8号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第39、議案第41号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第10号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第41号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第49 予算特別委員会の設置について

○議長（上原 二郎君） 日程第49、予算特別委員会の設置についておはかりいたします。

議長発議として、新年度予算議案の件は、特別委員会を設置して審査を行いたいが、この設置について、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、予算審議は、特別委員会を設置して審査することに決しました。

おはかりします。議長発議として、各特別委員会の名称並びに委員の構成は、江府町議会委員会条例第5条の規定により、一般会計予算特別委員会とし5名、特別会計予算特別委員会とし5名をもって、それぞれの特別委員会を設置し、以上の委員数で構成することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、各特別委員会の設置並びに委員の構成は、議長発議のとおり決しました。

おはかりします。各特別委員会の委員の指名は、江府町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することとし、一般会計予算特別委員会委員には、長岡邦一君、三輪英男君、空場語君、川端登志一君、上原二郎の5名。特別会計予算特別委員会委員には、川端雄勇君、川上富夫君、三好晋也君、阿部朝親君、森田哲也君の5名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって所属委員は、議長指名のとおり決しました。では、ここで暫時休憩とし、その間に各特別委員会では、直ちに正副委員長を互選し、議長まで報告をいただきたい。暫時この場で休憩いたします。

午後2時02分休憩

午後 2 時 0 3 分再開

○議長（上原 二郎君） 再開いたします。

各特別委員会より報告のあった正副委員長を公表いたします。

一般会計予算特別委員会委員長、三輪英男君、副委員長、川端登志一君。特別会計予算特別委員会委員長、阿部朝親君、副委員長、森田哲也君の以上であります。

では、各委員会に付託する議案は、次のとおりであり会期中の審査として付託をします。

一般会計予算特別委員会は、議案第 2 7 号を、特別会計予算特別委員会は、議案第 2 8 号から議案第 4 0 号までの 1 3 件をそれぞれの委員会に付託するので会期中に結果の報告を求めます。

○議長（上原 二郎君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 2 時 0 4 分散会
